

兵警交捜発第 200 号  
平成 28 年 3 月 16 日

兵庫県トラック協会会長 殿

兵庫県警察本部交通部長



貨物運送事業者に対する「自動車運転者の労働時間の改善のため  
の基準」等の周知徹底について（依頼）

早春の候、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、警察行政、とりわけ交通警察行政にご理解とご協力を賜り、誠に  
ありがとうございます。

さて、本県警察においては、高速道路上における駐停車違反、故障車両表  
示義務違反を端緒として、県下加古川市内に所在する貨物運送事業者使用車  
両の運行を直接管理する者による過労運転下命事件について強制捜査を行い、  
道路交通法違反で検挙したところであります。

その捜査の過程において、従業運転者の大半が、拘束時間、労働時間とも  
に、「自動車運転者の労働時間の改善のための基準」並びに「労働基準法」に  
定められる法定時間を大幅に超過した上、業務運行に従事していたことが判  
明しました。

ご存じのとおり、長時間労働による過労運転は、重大事故に直接繋がる危  
険な行為であります。

悲惨な交通事故の未然防止の観点から、傘下会員各位に対しまして、適正  
な運行管理の下、同法の遵守が図られますよう周知徹底をお願い致します。

担当部署

〒 650 - 8510

神戸市中央区下山手通 5 丁目 6 番 21 号

兵庫県警察本部交通部交通捜査課 事件捜査係（知覧・新田）

（電話 078 - 341 - 7441 内線 5371・5372）